

卒業認定基準について

【学則より抜粋】

(学習の評価)

第 17 条 学期及び学年終了の認定は、平素の学業並びに学期末（前期・後期）の試験を考查して行う。試験は各科目 100 点満点とし、得点 60 点以上を及第とする。ただし、卒業認定試験の評価については国家試験に準ずる。

(卒業)

第 18 条 卒業は本校所定の全課程を修了し、前条の成績評定並びに出席状況、素行等を総合評価して認定する。

2 前項の認定を経た者には、卒業証書（理容科：様式第 1 号、美容科：様式第 2 号）を授与する。

3 専門課程の修了者については、「専門士」の称号（理容科：様式第 3 号、美容科：様式第 4 号）授与する。

4 本校所定の授業時数に満たない者は、補講により補足すること。補足しないときは卒業を認めない。

ただし、特に考慮の必要があると認められる者に限り、校長が卒業を認めることがある。

【学則（細則）より抜粋】

1 専門課程卒業認定基準

(1) 単位認定について

① 授業時数の履修について

ア 全課目において全ての授業時数を受講していること。

(1 年次：1,110 時数、2 年次：1,140 時数、合計 2,250 時数)

イ 欠席等の場合は補講（年間上限 101 時数を設定）を不足分の授業時数分、受講すること。

ウ 補講受講料は 1 時数当たり 500 円とする。

エ 卒業までに、上記時間数を履修出来ないものは、卒業延期とする。

② 筆記試験・実技試験について

ア 筆記試験・実技試験が 59 点以下の場合は不合格とし、追試験を受けること。

イ 追試験受験料は 1 課目あたり 1,000 円とする。

ウ 追試験も不合格の場合は卒業延期とする。

③ 成績及び評価について

ア 成績は筆記試験・実技試験及び、提出物、授業態度などを総合的に判断し評価する。

イ 評価は、5 段階（S100～90、A89～80、B79～70、C69～60、F59 以下）で実施し、S から C を単位認定とする。

(2) 卒業認定試験について

① 卒業認定筆記試験は国家試験に準じて実施する。（試験問題 55 問中 60%以上の正答率であること。関係法規・制度、公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術、人体の構造及び機能、皮膚科学、化粧品化学、理容美容技術理論、文化論、運営管理のいずれの課目においても無得点がないこと。）

② 追試験は 2 回まで受けることができる。2 回共に不合格の場合は卒業延期とする。

③ 追試験受験料は 1 回当たり 1,000 円とする。

(3) 卒業の認定について

・卒業の認定は、「1 専門課程卒業認定基準（1）から（2）」の条件を満たした者について、卒業認定委員会の審議に基づき校長が行う。